

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令 新旧対照条文 目次

| | | |
|---|--|----|
| ○ | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）（抄）（第一条関係） | 1 |
| ○ | 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）（抄）（第二条関係） | 2 |
| ○ | 知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）（抄）（第三条関係） | 9 |
| ○ | 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第四条関係） | 10 |
| ○ | 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第三条関係） | 13 |

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令
 ○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）（抄）（第一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>第三条 法第三十条第二項の規定による国庫の負担は、各年度において都道府県が同条第一項の規定により負担した費用の額から、その年度における法第三十一条第一項の規定により徴収する費用の額の予定額（徴収した費用の額が予定額を超えたときは、徴収した額）及びその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額について行うものとする。</p> <p>2・3（略）</p> | <p>第三条 法第三十条第二項の規定による国庫の負担は、各年度において都道府県が同条第一項の規定により負担した費用の額から、その年度における法第三十一条の規定により徴収する費用の額の予定額（徴収した費用の額が予定額を超えたときは、徴収した額）及びその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額について行うものとする。</p> <p>2・3（略）</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第一章～第十章（略）</p> <p>（削る）</p> <p>附則</p> <p>（登録票の交付等）</p> <p>第三十三条 都道府県知事（毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が、地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区长）は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を行ったときは、厚生労働省令の定めるところにより、登録を申請した者に登録票を交付しなければならない。毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を更新したときも、同様とする。</p> <p>（登録票又は許可証の書換え交付）</p> <p>第三十五条（略）</p> <p>2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に登録票又は許可証を添え、毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は</p> | <p>目次</p> <p>第一章～第十章（略）</p> <p>第十一章 手数料（第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（登録票の交付等）</p> <p>第三十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事（毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が、地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区长）は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を行ったときは、厚生労働省令の定めるところにより、登録を申請した者に登録票を交付しなければならない。毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を更新したときも、同様とする。</p> <p>（登録票又は許可証の書換え交付）</p> <p>第三十五条（略）</p> <p>2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に登録票又は許可証を添え、製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営</p> |

店舗の所在地の都道府県知事（販売業にあつてはその店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条第二項及び第三項並びに第三十六条の二第一項において同じ。）に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。次条第二項及び第三項、第三十六条の二第一項並びに第三十六条の六において同じ。）に対して行わなければならない。

（削る）

（登録票又は許可証の再交付）

第三十六条（略）

2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に対して行わなければならない。この場合において、登録票若しくは許可証を破り、又は汚した毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、申請書にその登録票又は許可証を添えなければならない。

3 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証の再交付を

業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事（その店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条第二項及び第三項並びに第三十六条の二第一項において同じ。）に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。次条第二項及び第三項、第三十六条の二第一項並びに第三十六条の六において同じ。）に対して行わなければならない。

3 第三十六条の七第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が製造業又は輸入業の登録を行うこととされている場合における前項の規定の適用については、同項中「都道府県知事を経由して厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

（登録票又は許可証の再交付）

第三十六条（略）

2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に対して行わなければならない。この場合において、登録票若しくは許可証を破り、又は汚した毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、申請書にその登録票又は許可証を添えなければならない。

3 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証の再交付を

受けた後、失った登録票又は許可証を発見したときは、毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に、これを返納しなければならない。

(削る)

(登録票又は許可証の返納)

第三十六条の二 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、法第十九条第二項若しくは第四項の規定により登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消され、若しくは業務の停止の処分を受け、又は営業若しくは研究を廃止したときは、毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に、その登録票又は許可証を速やかに返納しなければならない。

2 都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第十九条第四項の規定により業務の停止の処分を受けた者については、業務停止の期間満了の後、登録票又は許可証を交付するものとする。

受けた後、失った登録票又は許可証を発見したときは、製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に、これを返納しなければならない。

4 第三十六条の七第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が製造業又は輸入業の登録を行うこととされている場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事を経由して厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

(登録票又は許可証の返納)

第三十六条の二 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、法第十九条第二項若しくは第四項の規定により登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消され、若しくは業務の停止の処分を受け、又は営業若しくは研究を廃止したときは、製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に、その登録票又は許可証を速やかに返納しなければならない。

2 厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第十九条第四項の規定により業務の停止の処分を受けた者については、業務停止の期間満了の後、登録票又は許可証を交付するものとする。

(削る)

(登録簿又は特定毒物研究者名簿)

第三十六条の三 都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、登録簿又は特定毒物研究者名簿を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

(削る)

(削る)

3 第三十六条の七第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が製造業又は輸入業の登録を行うこととされている場合における前二項の規定の適用については、第一項中「都道府県知事を経由して厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、前項中「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」とする。

(登録簿又は特定毒物研究者名簿)

第三十六条の三 厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、登録簿又は特定毒物研究者名簿を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 第三十六条の七第一項(第一号又は第三号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が製造業又は輸入業の登録又は登録の変更を行うこととされている場合における前項の規定の適用については、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」とする。

(都道府県が処理する事務)

第三十六条の七 法に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、製造所又は営業所の所在地の都道府県知事が行うこととする。ただし、厚生労働大臣が第四号に掲げる権限に属する事務を自ら行うことを妨げない。

一 法第四条第一項に規定する権限に属する事務のうち、製剤の製造(製剤の小分けを含む。以下同じ。)若しくは原体の小分けのみを行う

製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者（以下「製剤製造業者等」という。）に係る登録に関するもの

二 製剤製造業者等に係る法第七条第三項、第十条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項から第四項まで及び第二十一条第一項に規定する権限に属する事務

三 製剤製造業者等に係る法第九条第一項に規定する権限に属する事務のうち、製剤の製造若しくは原体の小分けのみに係る登録の変更又は製剤の輸入のみに係る登録の変更に関するもの

四 製業者及び輸入業者（製剤製造業者等を除く。）に係る法第十七条第一項に規定する権限に属する事務

2 前項の場合においては、法の規定中同項の規定により都道府県知事が行う事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により同項第四号に掲げる事務を行つた場合において、製造業者又は輸入業者（製剤製造業者等を除く。）につき法第十九条第一項から第四項までの規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

4 第一項の場合においては、法第四条第二項（法第九条第二項において準用する場合を含む。）、第七条第三項、第十条第一項及び第二十一条第一項中「都道府県知事を経て、厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとし、法第十九条第五項の規定は、適用しない。

(削る)

(登録簿の送付)

第三十六条の八 厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者（製剤の製造、原体の小分け又は製剤の輸入を行う者に限る。）から原体の製造（小分けを除く。次項において同じ。）又は原体の輸入を廃止した旨の届出があつたときは、登録簿のうち当該登録を受けている者に関する部分を都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該届出をした者に新たな登録票を交付するものとする。

2 都道府県知事は、製剤製造業者等が原体の製造又は輸入に係る登録の変更を受けたときは、登録簿のうち当該登録の変更を受けた者に関する部分を厚生労働大臣に送付しなければならない。この場合において、厚生労働大臣は、当該登録の変更を受けた者に新たな登録票を交付するものとする。

3 前二項の規定により登録票の交付を受けた者は、第一項に定める場合にあつては都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、前項に定める場合にあつては都道府県知事に、既に交付を受けた登録票を速やかに返納しなければならない。

(事務の区分)

第三十六条の九 第三十五条第二項（經由に係る部分に限る。）、第三十六条第二項及び第三項（經由に係る部分に限る。）、第三十六条の第二項（經由に係る部分に限る。）、第三十六条の七第一項（第四号に係る部分に限る。）

(削る)

(権限の委任)

第三十六条の七 (略)

(削る)

(削る)

る部分に限る。)並びに前条第二項及び第三項(経由に係る部分に限る。
。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自
治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第三十六条の十 (略)

第十一章 手数料

(手数料)

第四十三条 法第二十三条に規定する政令で定める手数料の額は、次の各
号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 厚生労働大臣が行う毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を申請
する者 一万四千円
- 二 前号の登録の更新を申請する者 一万円
- 三 第一号の登録の変更を申請する者 八千八百円

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>（都道府県又は国の負担）</p> <p>第五条 法第二十五条又は第二十六条の規定による都道府県又は国の負担は、各年度において、法第二十二條第三号又は第四号に掲げる法第十五條の四又は第十六條第一項第二号の行政措置に要する費用について、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第二十二條第三号又は第四号に掲げる費用（法第十五條の四又は第十六條第一項第二号の行政措置に要する費用に限る。）の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第二十七條第一項の規定による徴収金の額を控除した額について行う。</p> | <p>（都道府県又は国の負担）</p> <p>第五条 法第二十五条又は第二十六条の規定による都道府県又は国の負担は、各年度において、法第二十二條第三号又は第四号に掲げる法第十五條の四又は第十六條第一項第二号の行政措置に要する費用について、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第二十二條第三号又は第四号に掲げる費用（法第十五條の四又は第十六條第一項第二号の行政措置に要する費用に限る。）の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第二十七條の規定による徴収金の額を控除した額について行う。</p> |

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第四条関係）（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | | | 現行 | | | | |
|------------|------|--|---|-------|--|-----|----|
| (略) | | | <p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p> | | | | |
| 標準事務 | (略) | 標準事務 | | | | (略) | 金額 |
| 手数料を徴収する事務 | (略) | 手数料を徴収する事務 | | | | (略) | 金額 |
| 金額 | (略) | 金額 | (略) | 二万六百元 | | | |
| 四十一 削除 | (削る) | 四十一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録（毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年 | 毒物及び劇物取締法第四條第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る經由 | | | | |

| | | | |
|-----------|-----------|------|------|
| 四十二 削除 | 四十三 削除 | (削る) | (削る) |
| (削る) | (削る) | | |
| (削る) | (削る) | | |

| | | |
|--|---|--|
| 政令第二百六十一号) 第三十六条の七第一項第一号に規定する登録を除く。以下この項から四十三の項までにおいて同じ。(に係る経由に関する事務 | 四十二 毒物及び劇物取締法第四条第四項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新に係る経由に関する事務 | 四十三 毒物及び劇物取締法第九条第二項において準用する同法第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更に係る経由に関する事務 |
| 毒物及び劇物取締法第四条第四項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に係る経由 | 毒物及び劇物取締法第九条第二項において準用する同法第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に係る経由 | |
| 六千八百円 | 三千二百円 | |

| | |
|-----------|-----|
| 備考 (略) | (略) |
| | (略) |
| | (略) |
| 備考 (略) | (略) |
| | (略) |
| | (略) |

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

| | | | |
|--|---|-----|---|
| | | 改正後 | |
| <p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考（略）</p> | | 政令 | 事務 |
| (略) | (削る) | (略) | (削る) |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| | | 現行 | |
| <p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考（略）</p> | | 政令 | 事務 |
| (略) | <p>毒物及び劇物取締法 施行令（昭和三十年 政令第二百六十一号）</p> | (略) | <p>第三十五条第二項（経由に係る部分に限る。 ）、第三十六条第二項及び第三項（経由に係 る部分に限る。）、第三十六条の二第一項（ 経由に係る部分に限る。）、第三十六条の七 第一項（第四号に係る部分に限る。）並びに 第三十六条の八第二項及び第三項（経由に係 る部分に限る。）の規定により都道府県が処 理することとされている事務</p> |
| (略) | (略) | (略) | (略) |